

第6 登録基準・登録申請に必要な書類

目 次

1	建築物清掃業	16
2	建築物空気環境測定業	19
3	建築物空気調和用ダクト清掃業	21
4	建築物飲料水水質検査業	24
5	建築物飲料水貯水槽清掃業	27
6	建築物排水管清掃業	31
7	建築物ねずみ昆虫等防除業	34
8	建築物環境衛生総合管理業	37

1 建築物清掃業

1 建築物清掃業

(1) 登録の基準

物的要件	<p>次の機械器具を有すること。</p> <p>①真空掃除機</p> <p>②床みがき機</p>
人的要件	<p>次の資格に該当する『清掃作業監督者』『清掃作業従事者』を有すること。</p> <p>①清掃作業監督者</p> <p>次のア又はイに該当する者であること。</p> <p>ア {</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「職業能力開発促進法」に基づくビルクリーニング技能検定に合格した者<ビルクリーニング技能士> ・「技能審査認定規程」に基づくビルクリーニング技能審査に合格した者<ビルクリーニング技士> ・建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者 <p>のいずれかであって、(公財)日本建築衛生管理教育センターまたは(公社)全国ビルメンテナンス協会が行う清掃作業監督者講習会修了者であり、その修了証書の期限(6年間)が有効である者。</p> <p>イ 上記の清掃作業監督者講習会修了者であって、(公財)日本建築衛生管理教育センターまたは(公社)全国ビルメンテナンス協会が行う清掃作業監督者再講習会修了者で、その修了証書の期限(6年間)が有効である者。</p> <p>②清掃作業従事者</p> <p>厚生労働大臣の定める研修を終了していること。内容は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清掃作業従事者全員が1年に1回以上研修を受けることができること。 ・登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるものであること。 ・研修の内容が清掃用機械器具、資材の使用方法及び清掃作業の安全と衛生に関するものであること。 ・研修会の指導にあたる者が、上記の内容を指導するのに適当な者であること。 <p>なお、登録団体が実施する従事者研修会については、P10～P14「第5 従事者研修について」を参照</p>
その他の要件	<p>清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準(平成14年厚生労働省告示第117号)に適合していること。内容は次のとおり。</p> <p>① 床面の清掃について、日常における除じん作業のほか、床維持剤の塗布の状況を点検し、必要に応じ、再塗布等を行うこと。</p> <p>② カーペット類の清掃について、日常における除じん作業のほか、汚れの状況を点検し、必要に応じ、シャンプークリーニング、しみ抜き等を行うこと。洗剤を使用した時は、洗剤分がカーペット類に残留しないようにすること。</p> <p>③ 日常的に清掃を行わない箇所の清掃について、6月以内ごとに1回、定期的に汚れの状況を点検し、必要に応じ、除じん、洗浄等を行うこと。</p>

その他の要件	<p>④ 建築物内で発生する廃棄物の分別、収集、運搬及び貯留について、衛生的かつ効率的な方法により速やかに処理すること。</p> <p>⑤ 真空掃除機、床みがき機その他の清掃用機械及びほうき、モップその他の清掃用器具並びにこれらの機械器具の保管庫について、定期に点検し、必要に応じ、整備、取替え等を行うこと。</p> <p>⑥ 廃棄物の収集・運搬設備、貯留設備その他の処理設備について、定期に点検し、必要に応じ、補修、消毒等を行うこと。</p> <p>⑦ ①から⑥までに掲げる清掃作業等の方法について、建築物の用途及び使用状況等を考慮した作業計画及び作業手順書を策定し、当該計画及び手順書に基づき、清掃作業等を行うこと。</p> <p>⑧ ⑦に掲げる作業計画及び作業手順書の内容並びにこれらに基づく清掃作業の実施状況について、3月以内ごとに1回、定期に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。</p> <p>⑨ 清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、委託を受ける者の氏名（法人にあっては、名称）、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間（以下「受託者の氏名等」という。）を建築物の所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するもの（以下「建築物維持管理権原者」という。）に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が①から⑥までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。</p> <p>⑩ 建築物維持管理権原者又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第6条に規定する建築物環境衛生管理技術者（以下単に「建築物環境衛生管理技術者」という。）からの清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。</p>
--------	---

(2) 登録申請に必要な書類等

必要書類	様式等	作成上の留意事項等
①登録申請書	第3号様式	・申請者が法人である場合は、届出者氏名欄の下に代表者の住所も記載すること。
②手数料	—	3万5千円（令和8年3月現在） ※納付方法はP5を参照
③機械器具の概要	別紙1	・登録基準で必要とされている機械器具及び⑥「作業実施方法」に記載される機械器具について記載すること。
④監督者名簿	別紙2	・「業務範囲」欄については、班編成ごとに業務分担等を記載すること。 ・「資格の種別」欄は、「〇〇講習会修了〇〇号」等と記載し、再講習会修了者は必ず最新のものを記載する。

1 建築物清掃業

④-2 資格を 証する 書類	—	<ul style="list-style-type: none"> 前掲（１）登録基準に定めるいずれかの資格を有することを証する書類添付のこと。 ビルクリーニング技能検定は（公社）全国ビルメンテナンス協会が実施しているので（一社）新潟県ビルメンテナンス協会に照会のこと。
⑤従事者 研修 実施状況	別紙 3	<ul style="list-style-type: none"> 「過去の研修実施状況（再登録の場合には過去6年間、新規登録の場合には過去1年間）」及び「今後1年間の研修計画」を作成する。 「過去の研修実施状況」について、登録団体が実施する「従事者研修会」を受講した場合は、別紙3の様式によらず、登録団体が発行する修了証明書を添付すること。 この「従事者研修会」については、登録団体である（公社）全国ビルメンテナンス協会が各営業所の研修指導者に対し、「指導者講習会」を開催し、講習会修了者が各営業所で従事者研修を行うので、登録団体が発行する「指導者講習会」の認定証及び指導者講習会修了者が各営業所で行った従事者研修に基づく証明書（P13）を添付すること。（本県開催の講習会の申込先は、（一社）新潟県ビルメンテナンス協会。）
⑥作業実施 方法等	別紙 4	<ul style="list-style-type: none"> 作業班の編成については、作業班ごとに作業監督者等の氏名及び清掃作業従事者人数、使用する機械器具を記載すること。 作業手順等については下記事項について必ず記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 作業工程（日常清掃を行わない箇所についての定期点検に関する事項を含む。） イ 機械器具等の点検の方法 ウ 清掃作業に伴って排出されるごみや清掃作業によって生ずる排水の処理方法 エ 作業報告作成の手順 オ 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法 カ 苦情及び緊急の連絡に対する体制
⑦現登録 証明書	—	※『再登録』の申請の場合は、現登録証明書を添付する。

2 建築物空気環境測定業

(1) 登録の基準

物的要件	<p>次の機械器具を有すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 浮遊粉じん量測定器 ② 一酸化炭素検定器 ③ 二酸化炭素検定器 ④ 温度計 ⑤ 乾湿球湿度計 ⑥ 風速計 ⑦ 空気環境の測定作業に必要な機器（測定器固定用スタンド等） <p>※ホルムアルデヒド測定器については物的要件とされていないが、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（政令第304号）第2条第1号イにおいてホルムアルデヒドの量が基準項目として定められていることから、有していることが望ましい。</p>
人的要件	<p>次の資格に該当する『空気環境測定実施者』を有すること。</p> <p>ア （公財）日本建築衛生管理教育センターが行う空気環境測定実施者講習会修了者で、その修了証書の期限（6年間）が有効である者</p> <p>イ アの空気環境測定実施者講習会修了者であって、（公財）日本建築衛生管理教育センターが行う空気環境測定実施者再講習会を修了し、その修了証書の期限（6年間）が有効である者</p> <p>ウ 建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者（ただし、登録事業所において空気環境測定実施者としての業務に従事した経験を有する者は、イの再講習会を修了し、その修了証書の期限（6年間）が有効である者）</p>
その他の要件	<p>空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準（平成14年厚生労働省告示第117号）に適合していること。内容は次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 空気環境の測定は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（厚生省令第2号）第3条の2第1号に定める方法に準じて行うこと。 ② 空気環境の測定の結果を5年間保存すること。 ③ 空気環境の測定に用いる測定器について、定期的に点検し、必要に応じ、校正、整備又は修理を行うとともに、使用する測定器の点検等の記録を、測定器ごとに整理して保管すること。 ④ 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が①及び③に掲げる要件を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合にあっても、測定結果の保存は自ら実施すること。

2 建築物空気環境測定業

その他の要件

- ⑤ 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

(2) 登録申請に必要な書類等

必要書類	様式等	作成上の留意事項等
①登録申請書	第3号様式	・申請者が法人である場合は、届出者氏名欄の下に代表者の住所も記載すること。
②手数料	—	3万5千円（令和8年3月現在） ※納付方法はP5を参照
③機械器具の概要	別紙1	・登録基準で必要とされている機械器具及び⑤「作業等実施方法」に記載される機械器具について記載すること。
③-2 粉じん計 較正済票	—	・較正後1年以内であること。（較正は1年以内ごとに1回受けることとされている。）
④監督者名簿	別紙2	・「業務範囲」欄については、班編成ごとに業務分担等を記載すること。 ・「資格の種別」欄は、「〇〇講習会修了〇〇号」等と記載し、再講習会修了者は必ず最新のものを記載する。
④-2 資格を証する書類	—	・前掲（1）登録基準に定めるいずれかの資格を有することを証する書類添付のこと。
⑤作業等実施方法	別紙4	・作業班の編成については、作業班ごとに責任者の指名及び作業従事者人数、使用する機会器具等を記載すること。 ・作業手順等については、次の事項について必ず記載すること。 ア 空気環境の測定方法 イ 測定器の点検、較正等の方法並びにこれらの記録の保管方法 ウ 測定結果報告作成の手順並びに測定結果の保存方法及び保存責任者の氏名 エ 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法 オ 苦情及び緊急の連絡に対する体制
⑥現登録証明書	—	※『再登録』の申請の場合は、現登録証明書を添付する。

3 建築物空気調和用ダクト清掃業

3 建築物空気調和用ダクト清掃業

(1) 登録の基準

物的要件	<p>次の機械器具を有すること。</p> <p>① 電気ドリル及びシャー又はニブラ（*ダクトを構成する部材を開口し、切断できるものをいう。）</p> <p>② 内視鏡（写真を撮影することができるものに限る。）</p> <p>③ 電子天びん又は化学天びん（* 1 mg 以上の分解能を有するもの。）</p> <p>④ コンプレッサー</p> <p>⑤ 集じん機</p> <p>⑥ 真空掃除機</p>
人的要件	<p>次の資格に該当する『ダクト清掃作業監督者』並びに『ダクト清掃作業従事者』を有すること。</p> <p>①ダクト清掃作業監督者</p> <p>次のア～ウに該当する者であること。</p> <p>ア （公財）日本建築衛生管理教育センターが行う空気調和用ダクト清掃作業監督者講習会修了者で、その修了証書の期限（6年間）が有効である者</p> <p>イ アの空気調和用ダクト清掃作業監督者講習会修了者であって、（公財）日本建築衛生管理教育センターが行う空気調和用ダクト清掃作業監督者再講習会を修了し、その修了証書の期限（6年間）が有効である者</p> <p>ウ 建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者（ただし、登録事業所において空気調和用ダクト清掃作業監督者としての業務に従事した経験を有する者は、イの再講習会を修了し、その修了証書の期限（6年間）が有効である者）</p> <p>②ダクト清掃作業従事者</p> <p>厚生労働大臣の定める研修を終了していること。内容は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダクト清掃作業従事者全員が1年に1回以上研修を受けることができること。 ・登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるものであること。 ・その内容が、空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具の使用法並びに空気調和用ダクトの清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。 ・研修の指導にあたる者が、上記の内容を指導するのに適当な者であること。 <p>なお、登録団体が実施する従事者研修会については、P 1 0～P 1 4「第5 従事者研修について」を参照</p>
その他の要件	<p>空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準（平成14年厚生労働省告示第117号）に適合していること。内容はつぎのとおり。</p>

3 建築物空気調和用ダクト清掃業

その他の要件	<p>① ダクトの配管系統、寸法、形状及び材質を図面等により確認するほか、清掃を行おうとする日の建築物の使用状況及びダクトの運転状況を考慮した適切な方法により行うこと。</p> <p>② 清掃に使用する資機材の搬入時及び清掃時における天井、壁及び床並びに室内における備品等の汚損を防止するため、必要な場所にフィルムシートによる養生等を行うこと。</p> <p>③ 清掃の前後において、ダクト内部の粉じんの堆積状況等を内視鏡により点検するとともに、堆積している粉じんの量を測定して清掃の効果を確認すること。</p> <p>④ 清掃後、送風機を試運転し、ダクト内部に残留した粉じんが室内に流入しないことを確認すること。粉じんの室内への流入が認められる場合は、再度清掃を行う等必要な措置を講ずること。</p> <p>⑤ 空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。</p> <p>⑥ 空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が①から⑤までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。</p> <p>⑦ 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。</p>
--------	---

(2) 登録申請に必要な書類

必要書類	様式等	作成上の留意事項等
①登録申請書	第3号様式	・申請者が法人である場合は、届出者氏名欄の下に代表者の住所も記載すること。
②手数料	—	3万5千円（令和8年3月現在） ※納付方法はP5を参照
③機械器具の概要	別紙1	・登録基準で必要とされている機械器具及び⑥「作業実施方法」に記載される機械器具について記載すること。
④監督者名簿	別紙2	・「業務範囲」欄については、班編成ごとに業務分担等を記載すること。 ・「資格の種別」欄は、「〇〇講習会修了〇〇号」等と記載し、再講習会修了者は必ず最新のものを記載する。
④-2 資格を証する書類	—	・前掲（1）登録基準に定めるいずれかの資格を有することを証する書類添付のこと。

3 建築物空気調和用ダクト清掃業

⑤従事者 研修 実施状況	別紙 3	<ul style="list-style-type: none"> ・「過去の研修実施状況（再登録の場合には過去6年間、新規登録の場合には過去1年間）」及び「今後1年間の研修計画」を作成する。 ・「過去の研修実施状況」について、登録団体が実施する「従事者研修会」を受講した場合は、別紙3の様式によらず、登録団体が発行する修了証明書を添付すること。
⑥作業実施 方法等	別紙 4	<ul style="list-style-type: none"> ・作業班の編成については、作業班ごとに作業監督者等の氏名及び清掃作業従事者人数、使用する機械器具を記載すること。 ・作業手順については下記事項について必ず記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 作業工程(日常清掃を行わない箇所についての定期点検に関する事項を含む。) イ 機械器具等の点検の方法 ウ 清掃作業に伴って排出されるごみや清掃作業によって生ずる排水の処理方法 エ 作業報告作成の手順 オ 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法 カ 苦情及び緊急の連絡に対する体制
⑦現登録 証明書	—	※『再登録』の申請の場合は、現登録証明書を添付する。

4 建築物飲料水水質検査業

4 建築物飲料水水質検査業

(1) 登録の基準

物的要件	<p>次の機械器具並びに施設について整備されていること。</p> <p>①機械器具</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">ア 高圧蒸気滅菌器及び恒温器</td> <td style="width: 50%;">オ 全有機炭素定量装置</td> </tr> <tr> <td>イ フレームレスー原子吸光光度計、 誘導結合プラズマ発光分光分析装置 又は誘導結合プラズマ質量分析装置</td> <td>カ pH 計 キ 分光光度計又は光電光度計 ク ガスクロマトグラフー質量分析計</td> </tr> <tr> <td>ウ イオンクロマトグラフ</td> <td>ケ 電子天びん又は化学天びん</td> </tr> </table> <p>エ 乾燥機</p> <p>②検査室</p> <p>次のア～キの要件を満たしていること。</p> <p>ア 水質検査を適確に行うことができる独立した検査室であること。</p> <p>イ 実験台、流し台、作業台、測定台、薬品戸棚の配置が水質検査作業にふさわしい配置となっていること。</p> <p>ウ 実験台等の上の機械器具の配置の余裕があり、使用しやすい配置となっていること。</p> <p>エ ドラフトチャンバーが設置されていること。</p> <p>オ 必要な換気扇、水栓、ガス栓、コンセントが設けられていること。</p> <p>カ 細菌学検査を行う場所と理化学検査を行う場所は区別されていること。</p> <p>キ 天びん台等必要な部分に必要な防震措置が施されていること。</p>	ア 高圧蒸気滅菌器及び恒温器	オ 全有機炭素定量装置	イ フレームレスー原子吸光光度計、 誘導結合プラズマ発光分光分析装置 又は誘導結合プラズマ質量分析装置	カ pH 計 キ 分光光度計又は光電光度計 ク ガスクロマトグラフー質量分析計	ウ イオンクロマトグラフ	ケ 電子天びん又は化学天びん
ア 高圧蒸気滅菌器及び恒温器	オ 全有機炭素定量装置						
イ フレームレスー原子吸光光度計、 誘導結合プラズマ発光分光分析装置 又は誘導結合プラズマ質量分析装置	カ pH 計 キ 分光光度計又は光電光度計 ク ガスクロマトグラフー質量分析計						
ウ イオンクロマトグラフ	ケ 電子天びん又は化学天びん						
人的要件	<p>次の資格に該当する『水質検査実施者』を有すること。</p> <p>ア 大学（旧大学及び旧専門学校を含む。）の理科系課程卒業後、水質検査又はその他の理化学若しくは細菌学的検査の実務に1年以上従事した者</p> <p>イ 臨床検査技師であって、水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務に1年以上従事した者</p> <p>ウ 短大又は高等専門学校で、生物若しくは工業化学の課程又はこれに相当する課程を卒業後、水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務に2年以上従事した者</p> <p>エ 技術士</p> <p>オ 上記ア又はウに掲げる者と同等以上の学歴及び実務経験を有するもの</p>						
その他の要件	<p>水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準（平成14年厚生労働省告示第117号）に合致していること。内容は次のとおり。</p> <p>① 水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項について水質検査を行う場合は、同令に規定する厚生労働大臣が定める方法により行うこと。</p> <p>② 水質検査は試料の採取後速やかに行うこととし、試料を保存する場合は、試料の水質が変化しないよう冷暗所に保存すること。</p> <p>③ 水質検査の結果を5年間保存すること。</p>						

4 建築物飲料水水質検査業

その他の要件	<p>④ 水質検査に用いる試薬及び標準物質は、施錠できる保管庫等に保管すること。</p> <p>⑤ 水質検査に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。また、使用する機械器具その他の設備の点検等の記録を、機械器具その他の設備ごとに整理して保管すること。</p> <p>⑥ 水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が①、②、④及び⑤に掲げる要件を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合にあっても、検査結果の保存は自ら実施すること。</p> <p>⑦ 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。</p>
--------	--

(2) 登録申請に必要な書類等

必要書類	様式等	作成上の留意事項等
①登録申請書	第3号様式	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者が法人である場合は、届出者氏名欄の下に代表者の住所も記載すること。
②手数料	—	3万5千円（令和8年3月現在） ※納付方法はP5を参照
③機械器具の概要	別紙1	<ul style="list-style-type: none"> ・登録基準で必要とされている機械器具及び⑤「作業等実施方法」に記載される機械器具について記載すること。
③-2 検査室に係る資料	—	<ul style="list-style-type: none"> ・次の図面等について添付のこと。 ア 「施設所在地の案内図」並びに「当該建物平面図」（検査室の位置を明らかにすること。） イ 「検査室詳細平面図」 <ul style="list-style-type: none"> * 壁、床等の材質、並びに出入り口・窓等の寸法等を記載すること。 * 登録必要要件である機械器具等の配置について明記すること。 * 換気扇、水栓、ガス栓、コンセント等についても明記すること。
④監督者名簿	別紙2	<ul style="list-style-type: none"> ・「業務範囲」欄については、班編成ごとに業務分担等を記載すること。 ・「資格の種別」欄は、「〇〇講習会修了〇〇号」等と記載し、再講習会修了者は必ず最新のものを記載する。

4 建築物飲料水水質検査業

④-2 資格を 証する 書類	—	<ul style="list-style-type: none"> ・前掲（1）登録基準に定めるいずれかの資格を有することを証する書類添付のこと。 ・「実務従事証明書」は事業者が証明を行うこと。
⑤作業実施 方法等	別紙4	<ul style="list-style-type: none"> ・作業班の編成については、作業班ごとに責任者の氏名及び作業従事者人数、使用する機械器具等を記載すること。 ・作業手順等については、次の事項について必ず記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 水質検査の方法（試料の採水及び保存に関する事項を含む。） イ 試薬及び標準物質の保管方法 ウ 検査室の整理及び清掃の方法並びに管理責任者の氏名 エ 機械器具の点検等の方法並びにこれらの記録の保管方法 オ 測定結果報告作成の手順並びに測定結果の保存方法及び保存責任者の氏名 カ 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法 キ 苦情及び緊急の連絡に対する体制
⑥現登録 証明書	—	<p>※『再登録』の申請の場合は、現登録証明書を添付する。</p>

5 建築物飲料水貯水槽清掃業

(1) 登録の基準

物的要件	<p>次の機械器具並びに施設について整備されていること。</p> <p>① 機械器具</p> <p>ア 揚水ポンプ エ 換気ファン イ 高圧洗浄機 オ 防水型照明器具 ウ 残水処理機 カ 色度計、濁度計及び残留塩素測定器</p> <p>② 上記の機械器具を適切に保管できる専用の保管庫を有することとし、次の要件を満たしていること。</p> <p>ア 機械器具に雨水等がかかるおそれのない構造であること。 イ 機械器具を置く棚、箱などは水切り、水抜きが簡単にでき、水が溜まらない構造であること。 ウ 機械器具を保管するのに適切な規模であること。 エ 他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫となっているような場合は、貯水槽清掃作業に用いる機械器具等を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。 オ 保管庫は施錠でき、みだりに機械器具を持ち出せないようになっていること。</p> <p>※原則として自動車を保管庫とすることはできないが、作業件数がきわめて多く、その都度機械器具の積み下ろしをすることが煩雑な場合は、次の要件を満たしている場合に限り自動車を保管庫とすることを可能とする。</p> <p>ア ②のアからウまでに掲げる要件を満たしていること。 イ 自動車は貯水槽清掃作業専用であって、他の用途には用いないこと。 ウ 自動車を適切に保管できる車庫を有すること。 エ 冬季等長期に渡って作業のない時期に機械器具を自動車から降ろす場合には、別途専用の保管場所が用意されていること。</p> <p>③ 貯水槽清掃作業に用いる塩素剤等について、②ア～オに準じて適切に保管すること。</p>
人的要件	<p>次の資格を有する『貯水槽清掃作業監督者』並びに『貯水槽清掃作業従事者』を有すること。</p> <p>① 貯水槽清掃作業監督者</p> <p>ア (公財)日本建築衛生管理教育センター又は(公社)全国建築物飲料水管理協会が行う貯水槽清掃作業監督者講習会修了者で、その修了者の期限(6年間)が有効である者 イ アの貯水槽清掃作業監督者講習会修了者であって、(公財)日本建築衛生管理教育センターもしくは(公社)全国建築物飲料水管理協会が行う貯水槽清掃作業監督者再講習会を修了し、その修了証書の期限(6年間)が有効である者</p>

5 建築物飲料水貯水槽清掃業

人的要件	<p>ウ 建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者（ただし、登録事業所において貯水槽清掃作業監督者としての業務に従事した経験を有する者は、イの再講習会を修了し、その修了証書の期限（6年間）が有効である者）</p> <p>②貯水槽清掃作業従事者 厚生労働大臣の定める次の内容の研修を修了していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貯水槽清掃作業従事者全員が1年に1回以上研修を受けることができる体制であること。 ・登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるものであること。 ・研修内容が、貯水槽の清掃方法、塗装方法及び消毒方法並びに貯水槽の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。 ・研修の指導にあたる者が、上記内容を指導するのに適当と認められる者であること。 <p>なお、登録団体が実施する従事者研修会については、P10～P14「第5従事者研修について」を参照</p>															
その他の要件	<p>飲料水の貯水槽の清掃作業及び飲料水の貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準（平成14年厚生労働省告示第117号）に適合していること。内容は次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 受水槽の清掃を行った後、高置水槽、圧力水槽等の清掃を行うこと。 ② 貯水槽（貯湯槽を含む。以下同じ。）内の沈でん物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を洗浄等により除去し、洗浄を行った場合は、用いた水を完全に排除するとともに、貯水槽周辺の清掃を行うこと。 ③ 貯水槽の清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上貯水槽内の消毒を行い、消毒終了後は、消毒に用いた塩素剤を完全に排除するとともに、貯水槽内に立ち入らないこと。 ④ 貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内における水について、次の表の左欄に掲げる事項について検査を行い、当該各号の右欄に掲げる基準を満たしていることを確認すること。基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずること。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">一</td> <td style="width: 30%;">残留塩素の含有率</td> <td>遊離残留塩素の場合は100万分の0.2以上。 結合残留塩素の場合は100万分の1.5以上。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">二</td> <td>色度</td> <td>5度以下であること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三</td> <td>濁度</td> <td>2度以下であること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">四</td> <td>臭気</td> <td>異常でないこと。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">五</td> <td>味</td> <td>異常でないこと。</td> </tr> </table> <ol style="list-style-type: none"> ⑤ 貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。 	一	残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は100万分の0.2以上。 結合残留塩素の場合は100万分の1.5以上。	二	色度	5度以下であること。	三	濁度	2度以下であること。	四	臭気	異常でないこと。	五	味	異常でないこと。
一	残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は100万分の0.2以上。 結合残留塩素の場合は100万分の1.5以上。														
二	色度	5度以下であること。														
三	濁度	2度以下であること。														
四	臭気	異常でないこと。														
五	味	異常でないこと。														

5 建築物飲料水貯水槽清掃業

その他の要件	<p>⑥ 貯水槽の清掃作業及び貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が①から⑤までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。</p> <p>⑦ 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの貯水槽の清掃作業及び貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。</p>
--------	--

(2) 登録申請に必要な書類等

必要書類	様式等	作成上の留意事項等
①登録申請書	第3号様式	・申請者が法人である場合は、届出者氏名欄の下に代表者の住所も記載すること。
②手数料	—	3万5千円（令和8年3月現在） ※納付方法はP5を参照
③機械器具の概要	別紙1	・登録基準で必要とされている機械器具及び⑥「作業実施方法等」に記載される機械器具について記載すること。
③-2 保管庫に係る資料	—	・次の図面等について添付のこと。 ア 「施設所在地の案内図」並びに「当該建物平面図」（保管庫の位置を明らかにすること。） イ 「保管庫詳細図」 ・壁、床等の材質、出入り口・窓、寸法等について記載すること。 ・ロッカー、棚等の配置及び用途、出入り口等の鍵、排水口、排水溝、換気扇位置等についても記載すること。
④監督者名簿	別紙2	・「業務範囲」欄については、班編成ごとに業務分担等を記載すること。 ・「資格の種別」欄は、「〇〇講習会修了〇〇号」等と記載し、再講習会修了者は必ず最新のものを記載する。
④-2 資格を証する書類	—	・前掲（1）登録基準に定めるいずれかの資格を有することを証する書類添付のこと。
⑤従事者研修実施状況	別紙3	・「過去の研修実施状況（再登録の場合には6年間、新規登録の場合には1年間）」及び「今後1年間の研修計画」を作成する。 ・「過去の研修実施状況」について、登録団体が実施する「従事者研修会」を受講した場合には、別紙3の様式によらず、登録団体が研修修了者ごとに発行する修了証書又はP14の証明書のどちらかを添付すること。

5 建築物飲料水貯水槽清掃業

⑥作業実施方法等	別紙4	<ul style="list-style-type: none"> •作業班の編成については、作業班ごとに作業監督等の氏名及び作業従事者の人数、使用する機械器具等を記載すること。 •作業手順等については、下記事項について必ず記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 作業工程(貯水槽清掃後における貯水槽の水等の検査方法に関する事項を含む。) イ 使用する塩素剤の名称及び使用方法 ウ 機械器具の洗浄、作業衣等の消毒の方法 エ 機械器具等の点検の方法 オ 保管庫の管理責任者の氏名 カ 従事者の検便等の時期及び検査機関 キ 作業報告作成の手順 ク 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法 ケ 苦情及び緊急の連絡に対する体制
⑦現登録証明書	—	※『再登録』の申請の場合は、現登録証明書を添付する。

6 建築物排水管清掃業

(1) 登録の基準

物的要件	<p>次の機械器具並びに施設について整備されていること。</p> <p>①機械器具（排水管の清掃に専用のものであること。）</p> <p>ア 内視鏡（写真を撮影することができ、かつ、ケーブルの長さが15m程度以上のもの。）</p> <p>イ 高圧洗浄機、高圧ホース及び洗浄ノズル</p> <p>ウ ワイヤ式管清掃機</p> <p>エ 空圧式管清掃機</p> <p>オ 排水ポンプ</p> <p>②上記の機械器具を適切に保管できる専用の保管庫を有することとし、以下の要件を満たしていること。</p> <p>ア 機械器具に雨水等がかかるおそれのない構造であること。</p> <p>イ 機械器具を置く棚、箱などは水切り、水抜きが簡単にでき、水が溜まらない構造であること。</p> <p>ウ 機械器具を保管するのに適切な規模であること。</p> <p>エ 他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫となっているような場合には、排水管清掃作業に用いる機械器具を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。</p> <p>オ 保管庫は施錠でき、みだりに機械器具を持ち出せないようになっていること。</p> <p>※原則として自動車を保管庫とすることはできないが、作業件数がきわめて多く、その都度機械器具の積み下ろしをすることが煩雑な場合は、次の要件を満たしている場合に限り自動車を保管庫とすることを可能とする。</p> <p>ア ②のアからウまでに掲げる要件を満たしていること。</p> <p>イ 自動車は排水管清掃作業専用であって、他の用途には用いないこと。</p> <p>ウ 自動車を適切に保管できる車庫を有すること。</p> <p>エ 冬季等長期に渡って作業のない時期に機械器具を自動車から降ろす場合には、別途専用の保管場所が用意されていること。</p> <p>③排水管清掃作業に用いる薬剤等について、②ア～オに準じて適切に保管すること。</p>
人的要件	<p>次の資格を有する『排水管清掃作業監督者』並びに『排水管清掃作業従事者』を有すること。</p> <p>①排水管清掃作業監督者</p> <p>次のア～ウに該当する者であること。</p> <p>ア （公財）日本建築衛生管理教育センターが行う排水管清掃作業監督者講習会修了者で、その修了証書の期限（6年間）が有効である者</p> <p>イ アの排水管清掃作業監督者講習会修了者であって、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う排水管清掃作業監督者再講習会を修了し、その修了証書の期限（6年間）が有効である者</p>

6 建築物排水管清掃業

人的要件	<p>ウ 建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者（ただし、登録事業所において排水管清掃作業監督者としての業務に従事した経験を有する者は、イの再講習会を修了し、その修了証書の期限（6年間）が有効である者）</p> <p>②排水管清掃作業従事者 厚生労働大臣の定める次の内容の研修を修了していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水管清掃作業従事者全員が1年に1回以上研修を受けることができる体制であること。 ・登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるものであること。 ・研修内容が、排水管の清掃作業に用いる機械器具の使用方法、排水管の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。 ・研修の指導にあたる者が、上記内容を指導するのに適当と認められる者であること。 <p>なお、登録団体が実施する従事者研修会については、P10～P14「第5 従事者研修について」を参照</p>
その他の要件	<p>排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準（平成14年厚生労働省告示第117号）に適合していること。内容は次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 排水管の清掃は、排水管の管径、長さ及び材質並びに排水の種類に応じ、適切な方法により行うこと。 ② 排水管の清掃の前後における排水管内部の閉塞の状況を内視鏡により点検し、清掃の効果を確認すること。 ③ 敷地内のマンホールを開放して作業を行う場合は、安全標識を使用する等、十分な安全対策を講ずること。 ④ 排水管の清掃終了後、掃除口周辺の清掃を行い、排水管の継ぎ目等から漏水がないこと、トラップの封水が適切に保たれていること等を確認すること。 ⑤ 排水管の清掃作業を行うための機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。 ⑥ 排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が①から⑤までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。 ⑦ 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

6 建築物排水管清掃業

(2) 登録申請に必要な書類等

必要書類	様式等	作成上の留意事項等
①登録申請書	第3号様式	<ul style="list-style-type: none"> 申請者が法人である場合は、届出者氏名欄の下に代表者の住所も記載すること。
②手数料	—	3万5千円（令和8年3月現在） ※納付方法はP5を参照
③機械器具の概要	別紙1	<ul style="list-style-type: none"> 登録基準で必要とされている機械器具及び⑥「作業実施方法等」に記載される機械器具について記載すること。
③-2 保管庫に係る資料	—	<ul style="list-style-type: none"> 次の図面等について添付のこと。 <ul style="list-style-type: none"> ア 「施設所在地の案内図」並びに「当該建物平面図」（保管庫の位置を明らかにすること。） イ 「保管庫詳細図」 壁、床等の材質、出入り口・窓、寸法等について記載すること。 ロッカー、棚等の配置及び用途、出入り口等の鍵、排水口、排水溝、換気扇位置等についても記載すること。
④監督者名簿	別紙2	<ul style="list-style-type: none"> 「業務範囲」欄については、班編成ごとに業務分担等を記載すること。 「資格の種別」欄は、「〇〇講習会修了〇〇号」等と記載し、再講習会修了者は必ず最新のものを記載する。
④-2 資格を証する書類	—	<ul style="list-style-type: none"> 前掲（1）登録基準に定めるいずれかの資格を有することを証する書類添付のこと。
⑤従事者研修実施状況	別紙3	<ul style="list-style-type: none"> 「過去の研修実施状況（再登録の場合には6年間、新規登録の場合には1年間）」及び「今後1年間の研修計画」を作成する。 「過去の研修実施状況」について、登録団体が実施する「従事者研修会」を受講した場合には、別紙3の様式によらず、登録団体が研修修了者ごとに発行する修了証書又はP14の証明書のどちらかを添付すること。
⑥作業実施方法等	別紙4	<ul style="list-style-type: none"> 作業班の編成については、作業班ごとに作業監督等の氏名及び作業従事者の人数、使用する機械器具等を記載すること。 作業手順等については、下記事項について必ず記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 作業工程（排水管清掃の効果の確認方法に関する事項を含む。） イ 機械器具等の点検の方法 ウ 保管庫の管理責任者の氏名 エ 作業報告作成の手順 オ 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法 カ 苦情及び緊急の連絡に対する体制
⑦現登録証明書	—	<ul style="list-style-type: none"> ※『再登録』の申請の場合は、現登録証明書を添付する。

7 建築物ねずみ昆虫等防除業

7 建築物ねずみ昆虫等防除業

(1) 登録の基準

物 的 要 件	<p>次の機械器具等について整備されていること。</p> <p>①機械器具</p> <p>ア 照明器具、調査用トラップ及び実体顕微鏡</p> <p>イ 毒じ皿、毒じ箱及び捕そ器</p> <p>ウ 噴霧機及び散粉機</p> <p>エ 真空掃除機</p> <p>オ 防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具及び消火器</p> <p>②上記の機械器具及び防除作業に用いる薬剤を適切に保管することのできる専用の保管庫を有することとし、以下の要件を満たしていること。</p> <p>ア 機械器具等に残留した薬剤や保管されている薬剤が飛散流出し、及び地下に浸透し、並びに臭気が漏れるおそれのないこと。</p> <p>イ 薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>ウ 引火事故のおこりにくい構造になっていること。</p> <p>エ 機械器具及び薬剤を保管するのに適切な規模であること。</p> <p>オ 他の用途に用いる機械器具類もあわせて保管している倉庫の一部が保管庫になっているような場合には、防除作業に用いる機械器具及び薬剤を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。</p> <p>カ 保管庫は施錠でき、みだりに機械器具及び薬剤を持ち出せないようになっていること。</p> <p>※原則として自動車を保管庫とすることはできないが、作業件数がきわめて多く、その都度機械器具の積み下ろしをすることが煩雑な場合は、次の要件を満たしている場合に限り自動車を保管庫とすることを可能とする。</p> <p>ア ②のアからウまでに掲げる要件を満たしていること。</p> <p>イ 自動車は防除作業専用であって、他の用途には用いないこと。</p> <p>ウ 自動車を適切に保管できる車庫を有すること。</p> <p>エ 冬季等長期に渡って作業のない時期に機械器具を自動車から降ろす場合には、別途専用の保管場所が用意されていること。</p> <p>オ 薬剤については、別途専用の保管庫において保管されていること。</p>
人 的 要 件	<p>次の資格を有する『防除作業監督者』並びに『防除作業従事者』を有すること。</p> <p>①防除作業監督者</p> <p>次のア又はイに該当する者</p> <p>ア (公財)日本建築衛生管理教育センターまたは(一社)大阪府ペストコントロール協会が行う防除作業監督者講習会修了者で、その修了証書の期限(6年間)が有効である者</p> <p>イ アの防除作業監督者講習会修了者であって、(公財)日本建築衛生管理教育センターまたは(一社)大阪府ペストコントロール協会が行う防除作業監督者再講習会修了者で、その修了証書の期限(6年間)が有効である者</p> <p>ウ ア又はイに掲げる者と同様以上の知識及び技能を有すると認められる者</p>

7 建築物ねずみ昆虫等防除業

人的要件	<p>②防除作業従事者</p> <p>厚生労働大臣の定める研修を修了していること。内容は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防除作業従事者全員が1年に1回以上研修を受けることができること。 ・登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるものであること。 ・研修内容が、ねずみ等の防除作業に用いられる機械器具及び薬剤の種類及び使用方法並びに防除作業の安全及び衛生に関するものであること。 ・研修の指導にあたる者が、上記研修の内容を指導するに適当な者であること。 <p>なお、登録団体が実施する従事者研修会については、P10～P14「第5 従事者研修について」を参照</p>
その他の要件	<p>ねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準（平成14年厚生労働省告示第117号）に適合していること。内容はつぎのとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ねずみ等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにこれらによる被害の状況を調査し、当該調査の結果に基づき、建築物全体について効果的な作業計画を策定し、適切な方法により、防除作業を行うこと。 ② 食料を取扱う区域並びに排水槽、阻集器及び廃棄物の保管設備の周辺等特にねずみ等が発生しやすい箇所について、2月以内ごとに1回、その生息状況等を調査し、必要に応じ、発生を防止するための措置を講ずること。 ③ 防そ防虫網その他の防そ防虫設備の機能を点検し、必要に応じ、補修等を行うほか、ねずみ等の侵入を防止するための措置を講ずること。 ④ 殺そ剤又は殺虫剤を用いる場合は、使用及び管理を適切に行い、これらによる作業員並びに建築物の利用者及び利用者の事故の防止に努めること。また、これらの薬剤は施錠できる保管庫等に保管すること。 ⑤ ねずみ等の防除作業終了後は、必要に応じ、強制換気や清掃等を行うこと。 ⑥ ねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。 ⑦ ねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が①から⑥までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。 ⑧ 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からのねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

(2) 登録申請に必要な書類等

必要書類	様式等	作成上の留意事項等
①登録申請書	第3号様式	・申請者が法人である場合は、届出者氏名欄の下に代表者の住所も記載すること。

7 建築物ねずみ昆虫等防除業

②手数料	—	3万5千円（令和8年3月現在） ※納付方法はP5を参照
③機械器具の概要	別紙1	<ul style="list-style-type: none"> ・登録基準で必要とされている機械器具及び⑥「作業実施方法等」に記載される機械器具について記載すること。
③-2 保管庫に係る資料	—	<ul style="list-style-type: none"> ・次の図面等について添付のこと。 <ul style="list-style-type: none"> ア 「施設所在地の案内図」並びに「当該建物平面図」（保管庫の位置を明らかにすること。） イ 「保管庫詳細図」 <ul style="list-style-type: none"> * 壁、床等の材質、並びに出入り口・窓等の寸法等を記載すること。 * ロッカー、棚等の配置及び用途、出入り口の鍵、排水口、排水溝、換気扇位置等についても記載すること。
④監督者名簿	別紙2	<ul style="list-style-type: none"> ・「業務範囲」欄については、班編成ごとに業務分担等を記載すること。 ・「資格の種別」欄は、「〇〇講習会修了〇〇号」等と記載し、再講習会修了者は必ず最新のものを記載する。
④-2 資格を証する書類	—	<ul style="list-style-type: none"> ・前掲（1）登録基準に定めるいずれかの資格を有することを証する書類添付のこと。
⑤従事者研修実施状況	別紙3	<ul style="list-style-type: none"> ・「過去の研修実施状況（再登録の場合には6年間、新規登録の場合には1年間）」及び「今後1年間の研修計画」を作成する。 ・「過去の研修実施状況」について、登録団体が実施する「従事者研修会」を受講した場合には、別紙3の様式によらず、登録団体が研修修了者ごとに発行する修了証書又はP14の証明書のどちらかを添付すること。
⑥作業実施方法等	別紙4	<ul style="list-style-type: none"> ・作業班の編成については、作業班ごとに作業監督等の氏名及び作業従事者の人数、使用する機械器具等を記載すること。 ・作業手順等については、下記事項について必ず記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 作業工程（事前調査及び事後調査の方法に関する事項を含む。） イ 使用する薬剤の種類 ウ 薬剤の保管方法 エ 機械器具等の点検の方法 オ 保管庫の管理責任者の氏名 カ 作業報告作成の手順 キ 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法 ク 苦情及び緊急の連絡に対する体制
⑦現登録証明書	—	※『再登録』の申請の場合は、現登録証明書を添付する。

8 建築物環境衛生総合管理業

(1) 登録の基準

物 的 要 件	<p>次の機械器具等を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 真空掃除機 ② 床みがき機 ③ 浮遊粉じん量測定器 ④ 一酸化炭素検定器 ⑤ 二酸化炭素検定器 ⑥ 温度計 ⑦ 乾湿球湿度計 ⑧ 風速計 ⑨ 空気環境の測定作業に必要な機器（測定器固定用スタンド等） ⑩ 残留塩素測定機 <p>※ホルムアルデヒド測定器については物的要件とされていないが、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（政令第304号）第2条第1号イにおいてホルムアルデヒドの量が基準項目として定められていることから、有していることが望ましい。</p>
人 的 要 件	<p>次の資格を有する『統括管理者』『清掃作業監督者』『空調給排水管理監督者』『空気環境測定実施者』並びに『清掃作業従事者』『空調給排水管理従事者』を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①統括管理者 <ul style="list-style-type: none"> 次のア又はイのいずれかに該当する者 ア 建築物環境衛生管理技術者であって（公財）日本建築衛生管理教育センターが行う統括管理者講習修了者で、その修了証書の期限（6年間）が有効である者 イ アの統括管理者講習修了者であって（公財）日本建築衛生管理教育センターが行う統括管理者再講習会を修了し、その修了証書の期限（6年間）が有効である者 ②清掃作業監督者 <ul style="list-style-type: none"> 次のア又はイに該当する者であること。 ア <ul style="list-style-type: none"> ・「職業能力開発促進法」に基づくビルクリーニング技能検定に合格した者<ビルクリーニング技能士> ・「技能審査認定規程」に基づくビルクリーニング技能審査に合格した者<ビルクリーニング技士> ・建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者 <p>のいずれかであって、（公財）日本建築衛生管理教育センターまたは（公社）全国ビルメンテナンス協会が行う清掃作業監督者講習会修了者であり、その修了証書の期限（6年間）が有効である者</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 上記の清掃作業監督者講習会修了者であって、（公財）日本建築衛生管理教育センターまたは（公社）全国ビルメンテナンス協会が行う清掃作業監督者再講習会修了者で、その修了証書の期限（6年間）が有効である者

③空調給排水管理監督者

次のア又はイに該当する者であること。

- ア { 「職業能力開発促進法」に基づくビル設備管理技能検定に合格した者<ビル設備管理技能士> }
 { ・建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者 }

のいずれかであって、(公財)日本建築衛生管理教育センターが行う空調給排水管理監督者講習会を修了し、その修了証書の期限(6年間)が有効である者

イ アの空調給排水管理監督者講習会修了者であって、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空調給排水管理監督者再講習会を修了し、その修了証書の期限(6年間)が有効である者

④空気環境測定実施者

次のア～ウに該当する者であること。

ア (公財)日本建築衛生管理教育センターが行う空気環境測定実施者講習会修了者で、その修了証書の期限(6年間)が有効である者

イ アの空気環境測定実施者講習会修了者であって、(公財)日本建築衛生管理教育センターが行う空気環境測定実施者再講習会を修了し、その修了証書の期限(6年間)が有効である者

ウ 建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者(ただし、登録事業所において空気環境測定実施者としての業務に従事した経験を有する者は、イの再講習会を修了し、その修了証書の期限(6年間)が有効である者)

⑤清掃作業従事者

厚生労働大臣の定める研修を終了していること。内容は次のとおり。

- ・清掃作業従事者全員が1年に1回以上研修を受けることができること。
- ・登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるものであること。
- ・研修の内容が清掃用機械器具、資材の使用方法及び清掃作業の安全と衛生に関するものであること。
- ・研修会の指導にあたる者が、上記の内容を指導するのに適当な者であること。

なお、登録団体が実施する従事者研修会については、P10～P14「第5 従事者研修について」を参照

⑥空調給排水管理従事者

厚生労働大臣の定める次の研修を修了していること。

ア 空調給排水管理従事者全員が受講できる体制にあること。

イ 研修の運営が適切で、かつ定期的に行われるものであること。

ウ 研修の内容、研修指導者がおおむね次の要件にあてはまること。

- ・研修の内容が、空調給排水設備の運転方法、空調給排水設備の日常的な点検及び補修方法、水の異常の判断方法及び残留塩素の測定方法に関するものであること。

- ・研修の指導にあたる者が、空調給排水管理監督者、建築物環境衛生管理技術者、その他研修の科目の内容について十分な知識、技能を有する者であること。

なお、空調給排水管理監督者が空調給排水管理従事者を兼ねる場合は、当該空調給排水管理監督者自らを指導者とする研修として差し支えない。

清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準（平成14年厚生労働省告示第117号）に適合していること。内容は次のとおり。

- ① 建築物清掃業のその他の要件（P16～P17）①から⑧までに掲げる要件を満たしていること。
- ② 空気調和設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。
 - 1 空気清浄装置について、ろ材又は集じん部の汚れの状況及びろ材の前後の気圧差等を定期的に点検し、必要に応じ、ろ材又は集じん部の性能検査、ろ材の取替え等を行うこと。
 - 2 冷却加熱装置について、運転期間開始時及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面の汚れの状況等を点検し、必要に応じ、コイルの洗浄又は取替えを行うこと。
 - 3 加湿減湿装置について、運転期間開始時及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面、エリミネータ等の汚れ、損傷等及びスプレーノズルの閉塞の状況を点検し、必要に応じ、洗浄、補修等を行うこと。
 - 4 ダクトについて、定期的に吹出口周辺及び吸込口周辺を清掃し、必要に応じ、補修等を行うこと。
 - 5 送風機及び排風機について、定期的に送風量又は排風量の測定及び作動状況を点検すること。
 - 6 冷却塔について、集水槽、散水装置、充てん材、エリミネータ等の汚れ、損傷等並びにボールタップ及び送風機の作動状況を定期的に点検すること。
 - 7 自動制御装置について、隔測温湿度計の検出部の障害の有無を定期的に点検すること。
- ③ 機械換気設備の維持管理を、②の1、②の4及び②の5に定めるところにより行うことができること。
- ④ 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、建築物空気環境測定業のその他の要件①から③までに掲げる要件を満たしていること。
- ⑤ 貯水槽等の給水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。
 - 1 貯水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期的に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行うこと。
 - 2 塗料又は充てん剤により被覆等の補修を行う場合は、塗料又は充てん剤を十分乾燥させた後、水洗い及び消毒を行うこととし、貯水槽の水張り終了後、建築物飲料水貯水槽清掃業のその他の要件④と同様の措置を講ずること。
 - 3 貯水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
 - 4 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

8 建築物環境衛生総合管理業

そ
の
他
の
要
件

- 5 ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
 - 6 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期的に点検すること。
 - 7 貯湯槽について、循環ポンプによる貯湯槽内の水の攪拌及び貯湯槽底部の滞留水の排出を定期的に行い、貯湯槽内の水の温度を均一に維持すること。
 - 8 給水システムの配管の損傷、さび、腐食及び水漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
 - 9 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。
- ⑥ 雑用水槽等の雑用水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。
- 1 雑用水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期的に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行うこと。
 - 2 雑用水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
 - 3 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
 - 4 ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
 - 5 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期的に点検すること。
 - 6 雑用水システムの配管の損傷、さび、腐食、スライム又はスケールの付着及び水漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
 - 7 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。
- ⑦ 排水槽等の排水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができること。
- 1 トラップについて、封水深が適切に保たれていることを定期的に確認すること。
 - 2 排水管及び通気管について、損傷、さび、腐食、詰まり及び漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
 - 3 排水槽及び阻集器について、浮遊物質及び沈殿物質の状況、壁面等の損傷又はき裂、さびの発生の状況及び漏水の有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
 - 4 フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び排水ポンプの機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

8 建築物環境衛生総合管理業

その 他の 要件	<p>⑧ 給水栓における飲料水に含まれる遊離残留塩素の検査を7日に1回以上、定期に行うとともに、給水栓における飲料水の色、濁り、臭い及び味その他の状態に異常がないことを随時確認すること。</p> <p>⑨ 清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が①から⑧までに掲げる要件（空気環境の測定の結果の保存に係るものを除く。）を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合であっても、空気環境の測定結果の保存は自ら実施すること。</p> <p>⑩ 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。</p>
----------------	--

(2) 登録申請に必要な書類等

必要書類	様式等	作成上の留意事項等
①登録申請書	第3号様式	・申請者が法人である場合は、届出者氏名欄の下に代表者の住所も記載すること。
②手数料	—	4万7千円（令和8年3月現在） ※納付方法はP5を参照
③機械器具の概要	別紙1	・登録基準で必要とされている機械器具及び⑥「作業等実施方法」に記載される機械器具について記載すること。
③-2 粉じん計較正済票	—	・較正後1年以内であること。（較正は1年以内ごとに1回受けることとされている。）
④監督者名簿	別紙2	・「統括管理者」「清掃作業監督者」「空調給排水管理監督者」「空気環境測定実施者」ごとに区分し記載する。 ・「資格の種別」欄は「建築物環境衛生管理技術者第〇〇号」等と記載し、再講習会修了者は必ず最新のものを記載する。
④-2 資格を証する書類	—	・前掲（1）登録基準に定めるいずれかの資格を有することを証する書類添付のこと。
⑤従事者研修実施状況	別紙3	・「過去の研修実施状況（再登録の場合には過去6年間、新規登録の場合には過去1年間）」及び「今後1年間の研修計画」を作成する。 ・「過去の研修実施状況」について、登録団体が実施する「従事者研修会」を受講した場合は、別紙3の様式によらず、登録団体が発行する修了証明書を添付すること。

8 建築物環境衛生総合管理業

⑤従事者 研修 実施状況	別紙 3	<p>なお、清掃作業従事者研修については、登録団体である（公社）全国ビルメンテナンス協会が各営業所の研修指導者に対し、「指導者講習会」を開催し、講習会修了者が各営業所で従事者研修を行うので、登録団体が発行する「指導者講習会」の認定証及び指導者講習会修了者が各営業所で行った従事者研修に基づく証明書（P 1 3）を添付すること。（本県開催の講習会の申込先は、（一社）新潟県ビルメンテナンス協会。）</p>
⑥作業等 実施方法	別紙 4	<ul style="list-style-type: none"> • 作業班の編成については、作業班ごとの作業監督等の氏名及び作業従事者人数、使用する機械器具等を記載すること。 • 作業手順等については、次の事項について必ず記載すること。 <ol style="list-style-type: none"> 1 清掃 <ol style="list-style-type: none"> ア 作業工程（日常清掃を行わない箇所についての定期点検に関する事項を含む。） イ 機械器具等の点検の方法 ウ 清掃作業に伴って排出されるごみや清掃作業によって生ずる排水の処理方法 エ 作業報告作成の手順 2 空調給排水の管理並びに水質検査 <ol style="list-style-type: none"> ア 方法 イ 作業報告作成の手順 3 空気環境の測定 <ol style="list-style-type: none"> ア 空気環境の測定方法 イ 測定器の点検、較正等の方法並びにこれらの記録の保管方法 ウ 測定結果報告作成の手順並びに測定結果の保存方法及び保存責任者の氏名 • 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法 • 苦情及び緊急の連絡に対する体制
⑦現登録 証明書	—	<p>※『再登録』の申請の場合は、現登録証明書を添付する。</p>